

【イギリス】エネルギー法案

* エネルギー法案は、再生可能エネルギーの振興、原子力発電所を含めたエネルギー施設の廃棄、炭素の海底回収・貯留等についての規定を定めた法案である。法案には、エネルギー市場の新しい動向に法的枠組を適用させると同時に、同会期に提出された気候変動法案と対をなして炭酸ガス排出削減をも推進する目的が込められている。

1 背景

イギリスのエネルギー政策の上で、特に大きな課題は、気候変動対策としての炭酸ガスの排出量削減と、北海の石油ガス田枯渇に対応したエネルギー安全保障の確立である。2003年エネルギー白書は、エネルギー効率の向上と再生可能エネルギー(Renewable Energy. 以下、RE)の振興を政策の重要な柱として挙げたが、2007年エネルギー白書においては、原子力発電再導入が新たな柱として加えられることになった。

2008年1月10日、原発再導入の正式決定と同日に政府が下院に提出したエネルギー法案は、この3本柱を中心に、2007年エネルギー白書及び2007年原子力白書の提案を法制化するものである。6部100条附則5から構成される。以下に、エネルギー法案の主要な規定とその背景を解説する。

2 エネルギー法案の概要

第1部 ガスの輸入と貯蔵

北海のガス田は2000年を境に生産量が漸減し続け、2004年からイギリスはガスの輸出国から輸入国に転じた。2006年には消費されたガスの12%が輸入され、2020年にはこれが80%になると予想される。ガス輸入の70%は、ノルウェー、オランダとのパイプライン、ベルギーとのパイプラインを通じて取引されている。このため大規模ガス貯蔵施設の需要が増し、業者は洋上又は海底にガス貯蔵施設を設置する、あるいは岩塩空洞や使用済み石油ガス田を貯蔵に利用する等の方法を模索している。また、温暖化対策として炭素回収・貯留(carbon capture and storage)技術が期待(火力発電所の排出量を最大90%削減可能)されているが、この貯蔵場所として使用済みの油ガス田や海底の帯水層が有望視されている。しかしながら、現状ではこれらの海洋利用は複数の法律に基づく複雑な許可手続きが必要となり、市場の活性化が難しく、本法案によって簡略かつ明確な枠組が提案されることとなった。

- ・ 国連海洋法条約第5部第56条に基づき、任意の排他的経済水域を「ガスの輸入及び貯蔵水域」に指定し、ガスを施設又はパイプラインに移す、若しくは貯蔵するために開発するイギリスの権利を法制化する(女王が枢密院令によって定める)。これは、以下の輸入ガスの洋上貯蔵施設設置と炭素の海底回収・貯留についての基礎となる。
- ・ 領海及び「ガスの輸入及び貯蔵水域」における、①ガスの貯蔵及び積み降し並びに

そのための開発、②炭酸ガスの永久処分を目的とした貯蔵及びそのための開発を、①は主務大臣、②は主務大臣又はスコットランド大臣の許可によって一括管理する。

第2部 再生可能エネルギー

イギリスの RE 振興策の要は、再生可能エネルギー購入義務制度（Renewable Obligation。以下 RO）である。RO は電力供給事業者に一定割合（2008年度で 9.1%）の供給電力を RE で賄うことを義務づけ、RE で生産された電力 1MWhにつき再生可能エネルギー証書（以下、ROC）を発行する。ROC が指定された割合に足りない業者は、他の業者から ROC を購入するか、課徴金（2008年度で 35.76 ポンド）を支払わなければならない。それでも、イギリスの総電力供給に占める RE の割合は、EU 諸国の中でも低く（EU 平均 13.6%に対し 2005年度 4.3%）、2010年度に 20%という EU が定めた目標の達成が危ぶまれている。本法案は、ROC の一律化を廃止し、RE の種類等によって、発行に必要な電力量を変える。これは新技術への投資活性化を意図しており、2007年白書は、1ROC 発行に既に確立されたバイオマス複合燃焼では 4MWh、新技術の太陽光発電では 0.5MWh の電力生産が必要となる枠組を提案している。ただし既存の発電施設については、一律の枠組を維持する。

第3部 発電施設の破棄（原発設置の要件を含む）

本法案提出日と同じくして、イギリス政府は原発再導入を正式に決定した。気候変動対策とエネルギー安全保障という両面から、4年越しの議論を経た上の結論である。原発に関しては、廃棄のコストを含めた経済効率の劣悪さから、公金投入が必要となること、これが RE の助成金を圧迫することへの危惧も出されている。本法案では、原子力発電所設置の要件として、業者に原子力発電所の破棄、用地の後始末、使用済燃料及び廃棄物処理及び必要経費積み立ての具体的計画を提出する義務を課する。計画が主務大臣に承認されない限り、原発を新設することはできない。承認された計画を守らなかった者は、最高 2年の拘禁刑と無制限の罰金を科せられる。

現行では、洋上の RE（風力、波力、潮力等）発電所の破棄に関しては、2004年エネルギー法に基づき、発電所設置に先立ち、業者は破棄のための具体的計画を主務大臣に提出することを求められる。本法案は、この規定を強化し、業者の関連企業（親会社等）に計画を提出させ、さらには破棄のための資金を債権者が回収できないように保護する権限を主務大臣に与える。いずれも、経営不振等により破棄のため公的資金が投入される事態を防ぐことを意図している。

3 主な議論

2008年4月30日、RE 普及が芳しくないことに業を煮やした与党造反議員が、野党の支援を得て、フィードインタリフ制度（ドイツ、スペイン等で施行される再生エネルギーの買い取り価格を法律で決める制度）の導入を求める修正案を提出した。同修正案は 250 対 210 で退けられたが、ブラウン政権発足以来最大の造反者 35 人を出すこととなった。政府は今夏にフィードインタリフ制度の公開協議を行うとしている。

（岡久 慶・海外立法情報課）